第百七十八条　著作権及び関連する権利

両締約国は、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（ローマ条約）、著作権に関する世界知的所有権機関条約及び実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約に基づく現行の権利及び義務を再確認する。

第百七十九条　開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、自国の法令において、開示されていない情報を効果的に保護することを確保する。

第百八十条　不正競争

各締約国は、パリ条約第十条の二の規定に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

第百八十一条　権利行使に関する一般規定

1　両締約国は、自国の法令における知的財産権の行使に関する規定が、貿易関連知的所有権協定（特に第四十一条から第六十一条までの規定）に適合することを確保する。

2　各締約国は、知的財産権の効果的な行使を確保するため、知的財産権の行使に関して権限のある当局の特別な専門知識の開発を促進する。

3　各締約国は、知的財産権の侵害、特に知的財産権を侵害する物品の貿易に関する統計資料その他の関連情報の収集及び分析を促進するよう努める。さらに、各締約国は、知的財産権の侵害を防止し、及び阻止するための最良の慣行に関する情報の収集を促進するよう努める。

4　各締約国は、知的財産権の行使に関して権限のある当局間の調整及び当該権限のある当局による共同行動を促進するよう努める。

第百八十二条　国境措置に係る権利行使

1　各締約国は、自国の税関当局が、権利者の申立てに応じ、又は職権により、自国に輸入され又は自国から輸出されようとしている不正商標商品又は著作権侵害物品の解放を国境で停止することに関する手続を定める。

2　1の規定に基づく輸入及び輸出に関する停止については、物品の解放の停止を行う締約国の権限のある当局は、当該物品の荷送人又は荷受人及び輸入者又は輸出者の名称及び住所を場合に応じて権利者に通知する。

第百八十三条　民事上の救済に係る権利行使

各締約国は、自国の司法当局が、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的財産権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを確保する。

第百八十四条　刑事上の制裁に係る権利行使

各締約国は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製について適用される刑事上の手続及び刑罰を定める。制裁には、同様の重大性を有する犯罪に適用される刑罰の程度に適合した十分に抑止的な拘禁刑又は罰金を含める。

第百八十五条　インターネット・サービス・プロバイダ

1　各締約国は、インターネット・サービス・プロバイダ（以下この条において「ＩＳＰ」という。）が著作権及び関連する権利を侵害するコンテンツをサーバーから削除することを奨励するため、ＩＳＰの責任の制限についての法的枠組みを設ける。

2　各締約国は、正当な理由がある場合には、著作権及び関連する権利を侵害された権利者が、当該著作権及び関連する権利を侵害したと疑われる者を特定するための情報をＩＳＰから迅速に入手することができるようにするための手続を定める。

第百八十六条　協力

両締約国は、両締約国間の貿易及び投資を更に促進する上で知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、知的財産の分野において協力する。

第百八十七条　知的財産権に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに知的財産権に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に基づく知的財産の保護及び知的財産権の行使を強化し、並びに知的財産に関する制度の効率的な、かつ、透明性のある運用を促進するため、知的財産に関連するあらゆる問題について討議すること。

(c)　相互の合意に基づいて形成された協力活動であってこの章の規定に関連するものについて、当該協力活動を促進するために討議すること。

(d)　委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。

3　小委員会は、両締約国政府の職員から成る。

第百八十八条　他の考慮事項

1　知的財産権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるように、かつ、社会的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに知的財産権の保護及び行使は、権利と義務との間の均衡に資するべきである。

2　この章の規定は、貿易関連知的所有権協定並びに世界貿易機関の閣僚会議又は一般理事会による決定であって貿易関連知的所有権協定及び公衆の健康に関連するものに従い、公衆の健康を保護するための措置をとる両締約国の権利を支持するような方法で解釈され、及び実施される。

3　この章のいかなる規定も、締約国が、権利者によるこの章に規定する知的財産権の濫用を防止し、又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用を防止するために必要とされる適当な措置をとることを妨げるものではない。ただし、当該措置がこの協定その他の両締約国が締結している国際協定に適合する場合に限る。

第十二章　競争

第百八十九条　反競争的行為

1　各締約国は、自国の法令に従い、自国の市場の効率的な機能を通じて両締約国間の貿易及び投資の流れを円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

2　この章の規定の適用上、「反競争的行為」とは、それぞれの締約国の競争法令に基づき罰則又は排除に係る措置の対象とされる行動又は取引をいう。

第百九十条　反競争的行為の規制に関する協力

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、かつ、自己の利用可能な資源の範囲内で、反競争的行為の規制の分野において協力する。

2　この条の規定に基づく協力の実施に関する詳細及び手続については、実施取極で定める。

第百九十一条　無差別待遇

各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争法令を適用する。

第百九十二条　手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を規制するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第百九十三条　透明性

各締約国は、自国の競争法令及び競争政策の実施の透明性を促進する。

第百九十四条　第七条1の規定の不適用

第七条1の規定は、この章の規定については、適用しない。